

ゆたかなふるさつをつくる
瀬戸内オリーブ基金助成事業

2025 年度募集要項

- 「川と海」分野
- 「島と森」分野
- 「環境を守る意識の醸成」分野



認定 NPO 法人 瀬戸内オリーブ基金

【目 次】

1	はじめに	3
2	2025 年度助成金額	3
3	助成の対象となる団体	3
4	助成対象の活動分野	3
5	対象となる費用	4
6	助成金交付までの流れ	4
7	申し込み方法	4
8	応募締切	4
9	助成の審査	5
10	助成決定通知書の交付	5
11	助成対象事業の実施期間	5
12	事業報告義務(活動報告書兼活動成果報告書)	5
13	応募および問合せ先	6

1 はじめに

瀬戸内オリーブ基金の助成事業は、全国のみなさまからのご寄付を、瀬戸内海エリア(※)で活動している環境活動団体に届け、その活動成果を瀬戸内海エリアに還元するものです。

瀬戸内海は、世界でも有数の閉鎖性海域であり、日本一広大な国立公園です。この土地が本来もつ海と森との絶妙な関係や自然と共存できる環境は、日本を象徴する美しいふるさとです。当基金では、瀬戸内海の豊かな自然・ふるさとを子どもたちに残すために活動している環境保全活動団体および環境教育活動団体を支援しています。

(※)瀬戸内海エリアとは、河川水が瀬戸内海に流入する地域をいいます。具体的には、愛媛県、香川県、徳島県、大分県、福岡県、山口県(一部対象外)、広島県、岡山県、兵庫県、大阪府(滋賀県、京都府、奈良県の一部を含む)、和歌山県が対象です。

2 2025 年度助成金額

助成金総額は 500 万円を上限とします。1 件あたりの助成金額は 100 万円を上限とします。助成件数は助成総額内で決定します。

3 助成の対象となる団体

NPO 法人、一般社団法人、任意団体(環境をテーマにした公益的な活動をする場合)、地方自治体等に対して助成します。

4 助成対象の活動分野

瀬戸内海エリアで、ゆたかなふるさとを守り・育て・次世代に引き継ぐ活動に必要な費用を支援します。

活 動 分 野	活 動 概 要 と 例
1.瀬戸内の「川と海」のゆたかさを守る活動	海洋プラごみやマイクロプラスチック問題に対する活動 [例] ● 海岸漂着ごみを回収し、マイクロプラスチック化を防ぐ活動 ● 発生抑制に関する活動 ● 海洋プラごみに関する環境学習等
2.瀬戸内の「島と森」のゆたかさを守る活動	自然環境の保護・原状回復・地域の固有植物を保護する活動 [例] ● 瀬戸内海の自然環境にふさわしい植生への回復 ● 里山・里海の育成 ● 地域の緑化活動 ● 巨木の保全等
3.瀬戸内の「環境を守る意識の醸成」活動	体験プログラムを含み、地域の環境保全を目的にする学習活動で、活動分野の「1」「2」以外の活動 [例] ● 瀬戸内海の環境を守るリーダー人材を育成する活動 ● 展示会・講演会の開催等

5 対象となる費用

費 目	留 意 事 項
広報宣伝費・印刷費	活動参加者募集のためのチラシ・ポスター作成に要する費用(団体の寄付募集などは対象外)。成果報告書等の印刷費。
消耗品費	活動に直接、用いるもの。
備品費	活動を実施するうえで、賃借するよりも購入する方がよいと客観的に判断されるもの。 (パソコンなどの汎用性の高いものは対象外)
苗木費	苗木の購入費。土壌改良材や獣害防止ネット等、苗木の育成に必要な費用も含まれます。 (苗木の種類の選定理由を明示すること)
旅費交通費	交通費:原則、公共交通機関を利用した場合で計上。 宿泊費:原則、上限 8,000 円以内。
通信費	郵送料など、活動に関わると明示できるもの。 (電話など管理費と区別できないものは対象外)
講師の謝金	講師の略歴、活動内での指導内容を明示すること。上限 5,000 円/時間とする。 活動内での講師の必要性が不明瞭な場合、認めない場合があります。
専門業者への委託料	工事や調査など、専門業者による作業が必要と認められるものに限りま す。
産業廃棄物処分費	回収ごみの処分費、運搬など処理にかかる諸費用
ボランティア保険料	
賃借料	会場、車両、機械等の賃借料
事務局人件費	助成対象事業実施に必要な、事務局の人件費やパート、アルバイトへの時給など※ 応募金額(助成決定額)総額の二割まで)

■助成対象となる費用

■助成対象外となる費用

- 講師、参加者等の飲食代
- 個人所有物等を借り受けた場合の代金、謝金
- 外部委託費(事業の主要な活動を全て他の業者に委託するもの)
- 寄付金、振込手数料、修理費、駐車場代
- その他、当基金が不相当と判断した費用

6 助成金交付までの流れ

1. 助成の申し込み(締切日必着)
2. 助成の審査
3. 助成決定通知書の交付
4. 助成金一部(前払分)交付(※)
5. 事業開始
6. 事業終了後、30 日以内に活動報告書兼活動成果報告書を提出
7. 助成金残額(後払分)交付(※)

(※)助成金の交付時期の詳細は事業によって異なりますので、それぞれの助成決定通知書に記載します。

7 申し込み方法

助成専用申請書と申請事業予算書に必要な事項を明記の上、提出書類と合わせて Google フォームで提出してください。

申請書類のダウンロード→<https://www.olive-foundation.org/activity/activity-418/>

Google フォーム→

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeXCjcRK92aUg6w9ZA1bUS3q_cHhmV8j_RRUgXKf9PPPM5o6A/viewform?usp=dialog

ダウンロードができないときや、インターネットを利用できないときは、瀬戸内オリーブ基金事務局までご連絡ください。

8 応募締切

2025 年 8 月 22 日(金)

9 助成の審査

助成審査委員による審査会を行い助成候補を選考します。次に、当基金理事らによる運営委員会で最終審査を行って助成事業を決定します。

10 助成決定通知書の交付

助成対象事業の申請団体には 2025 年 10 月初旬に、助成決定通知書を郵送で交付します。

11 助成対象事業の実施期間

2025 年 11 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日の間に実施する事業に対して助成を行います。

12 事業報告義務(活動報告書兼活動成果報告書)

採択された事業には、進捗状況や実施結果の報告義務があります。報告の期間、回数は助成決定通知書に記載します。

助成対象事業の進捗については、実施団体の Web や SNS で定期的に情報を公開することを求めます。Web や SNS を開設していない団体は、事業実施前までに開設してください。

助成事業に関する進捗報告会を例年 12 月にオンラインで開催します。

助成団体間での情報共有の場として、ご参加ください。

次の点にご協力ください(※)

- 助成事業の推進、成果を広く社会に発信
- 活動の写真を撮影し、写真データと合わせて報告
- 事業対象地もしくは開催地に、当基金の助成を受けた旨を記載した標柱・看板、もしくはこれに代わるものを設置

- 事業のパンフレット・チラシには必ず、当基金の助成事業であることを明記
- 購入備品には当基金のロゴマークを添付
- 事業終了後、30 日以内に活動報告書兼活動成果報告書を提出
- 植樹助成の場合には、活動成果の確認のため当基金が求める期間(原則事業終了以降 3 年間、年 1 回)写真付きの状況報告書を提出

(※)活動報告書兼活動成果報告書に添付された写真、および実施団体が HP 等で公開された助成事業に関する写真は、瀬戸内オリーブ基金の Web や SNS の助成事業紹介等で使用させていただきます。

13 応募および問合せ先

761-4661 香川県小豆郡土庄町豊島家浦 3837-4
認定 NPO 法人瀬戸内オリーブ基金事務局
電話:0879-68-2911 E-mail:info@olive-foundation.org

サポーター募集

瀬戸内オリーブ基金の活動は、寄付に協力いただいたサポーターのみなさまに支えられています。みなさまからの寄付は、瀬戸内エリアで活動する団体への助成や、環境教育活動、「豊島・ゆたかなふるさとプロジェクト」などを展開していくために、適切に管理、運用いたします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

詳しくは瀬戸内オリーブ基金の Web サイトをご覧ください。

<http://www.olive-foundation.org/donation/>